

葛飾区子ども・若者支援活動費助成金交付要綱

29 葛子応第69号
平成30年3月26日

区 長 決 裁

一部改正 平成31年2月12日
一部改正 平成31年4月11日
一部改正 令和2年8月5日
一部改正 令和3年7月21日
一部改正 令和3年10月28日

(目的)

第1条 この要綱は、社会生活を営む上で困難及び事情を有する葛飾区内のおおむね39歳までの者（以下「子ども・若者」という。）に支援を行う地域活動団体（以下「団体」という。）に対し、当該支援に必要な経費について助成することにより、子ども・若者の自立及び健やかな育成を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、子ども・若者を対象に主に葛飾区（以下「区」という。）で行う支援活動で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 食事の提供、学習支援、体験活動、自由に過ごせる居場所等を提供する活動
- (2) 不登校・ひきこもり等の子ども・若者への支援活動
- (3) 子ども・若者の自立及び健やかな育成に資するイベント事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が子ども・若者の健全育成に資する活動と認めるもの

2 助成対象事業を実施するときは、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 幅広い参加に努め、団体関係者等特定の者のみが参加する事業ではないこと。
- (2) 食事提供を行う場合は、区保健所の指導に従うとともに、飲食業の営業許可又は給食開始届等の必要な手続を行い、衛生管理及び安全の確保を行うこと。
- (3) 参加費は無料又は材料費等の実費程度とすること。
- (4) 設備、周囲の環境及び運営時間に配慮するとともに、損害保険等に参加すること。
- (5) 参加者の安全に十分配慮すること。
- (6) 区からの活動状況の報告及び確認を求められた場合は、積極的に協力すること。
- (7) 子ども・若者の支援に関し、必要に応じ、区と連携及び協力を行うこと。
- (8) 活動により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に管理をすること。

- (8)の2 参加者の大部分が、葛飾区内に住所を有する子ども・若者であること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成対象事業を実施するときに必要と認める要件に該当していること。

(助成対象団体の要件)

第3条 助成金の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、子ども・若者の自立や健やかな育成及び社会生活を円滑に営むことができるように支援していくことを目的として活動し、又は活動を予定している団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者が明確であり、助成対象事業の実施に必要な構成員（おおむね5人以上）を有するもの
- (2) 別表(2)の項に定める①日常的な支援活動を実施する場合は、申請日の属する年度において、継続して助成対象事業を実施する見込みがあるもの
- (3) 団体規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿を備えているもの
- (4) 営利、宗教及び政治的活動を目的とせず、公序良俗に反する恐れのないもの
- (5) 暴力団などの反社会的勢力でないこと及び構成員が反社会的勢力の構成員ではないもの

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費のうち、要領で定めるもの及び区長が必要と認めるものとする。

- (1) 報償費
 - (2) 需用費
 - (3) 役務費
 - (4) 使用料・賃借料
 - (5) 委託料
 - (6) 備品購入費
 - (7) 負担金
 - (8) 研修費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費としないものとする。
- (1) 助成対象事業にかかわらない団体の活動経費
 - (2) 助成対象団体の構成員の会合飲食費
 - (3) 助成対象事業を実施するために支出したことが確認できない経費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、要領で定める費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の助成金の区分の欄及び活動の条件等の欄に応じ、同表助成金の上限額の欄に定める額を上限とし、同表助成金の額の欄に定める額（助成対象事業

に係る収入がある場合にあつては、当該額と、助成対象事業に係る経費の総額から当該収入を差し引いた額を比較して、いずれか低い方の額）（1,000円未満切捨て）の合計額とする。

2 助成金の額は、予算の範囲内の額とする。

（助成の制限）

第6条 助成金の申請は、1の助成対象団体につき同一年度内1回限りとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 助成対象事業のうち区から他の制度による補助金を受ける事業は、第2条の規定にかかわらず助成対象事業としない。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、要領で定める申請書及び必要な書類を、区長の指定する日までに、区長に申請しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第8条 区長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、要領で定める通知書により、当該申請をした助成対象団体に通知しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかに要領で定める請求書により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があつた場合は、速やかに概算払により助成金を交付決定団体に交付する。

（助成金の交付決定の変更）

第10条 前条第2項の規定により助成金を交付された交付決定団体は、助成金の交付を受けた後に、助成金の交付を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の助成金の額に増額が生じる又は生じる見込みのあるときは、要領で定める申請書及び必要な書類を、区長が指定する日までに区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付決定変更の承認の可否を決定したときは、要領で定める通知書により、当該申請をした助成対象団体に通知するものとする。

3 前項の規定により助成金の交付決定の変更に係る承認を受けた団体は、速やかに要領で定める請求書により、当該変更により増額となった分の助成金について、区長に請求するものとする。

4 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに概算払により助成金を当該請求をした交付決定団体に交付する。

(交付決定事業の変更・中止又は廃止の報告)

第11条 第9条第2項又は前条第4項の規定により助成金を交付された交付決定団体は、交付決定事業について、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに要領で定める報告書及び必要な書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定事業を実施する団体の代表、所在地等に変更が生じたとき。
- (2) 交付決定事業の内容を変更しようとするとき又は変更したとき。
- (3) 交付決定事業の遂行が困難となり中止し、若しくは廃止しようとするとき又は中止し、若しくは廃止したとき。

(実績報告)

第12条 交付決定団体は、交付決定事業の終了後1箇月以内又は区長の指定する日までに、要領で定める報告書及び必要な書類により、区長に報告しなければならない。

前条の規定により、変更、中止又は廃止の報告をした場合もまた同様とする。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る交付決定事業の実績が、助成金の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による審査の結果、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、要領で定める通知書により、交付決定団体に通知し、概算払の精算をするものとする。

(助成金の返還)

第13条 前条第3項の規定による精算により、区長から助成金の返還の命令を受けた交付決定団体は、区長が定める日までに区長に返還しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号のほか、この要綱の規定、助成金の交付決定の内容又はこれに付けた条件若しくは法令等に違反したとき。
 - (4) 交付決定事業について、区以外の公共的団体等からの補助金等(物品支給の場合は、その相当額とする。)を受け、区の助成金と合計して総事業費を上回ったことが判明したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の取消しをした場合は、速やかに交付決定団体に要領で定める通知書により通知し、及び当該助成金の返還を命じなければな

らない。

- 3 前項の規定により助成金の返還の命令を受けた交付決定団体は、区長が定める日までに区長に当該助成金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第 15 条 交付決定団体は、収支を明らかにした一定の帳簿、関係書類を整理して、助成金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存し、区長からの求めに応じて随時提出できるよう整備しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 2 月 12 日 30 葛子応第 80 号 子育て支援部長決裁）

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条の規定は、平成 30 年 7 月 27 日から適用する。

付 則（平成 31 年 4 月 11 日 31 葛子応第 4 号 副区長決裁）

この要綱は、平成 31 年 4 月 11 日から施行し、同月 1 日から適用する。

付 則（令和 2 年 8 月 5 日 2 葛子応第 42 号 副区長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 5 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により作成された様式で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

付 則（令和 3 年 7 月 21 日 3 葛子応第 43 号 副区長決裁）

この要綱は、令和 3 年 7 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年 10 月 28 日 3 葛子応第 62 号 副区長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年度における助成対象事業運営経費に係る特例)

- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、別表(2)の項に定める①日常的な支援活動のうち子どもへの食事や交流の場を提供する事業（以下「子ども食堂」という。）を原則として月1回以上実施した場合における同表の規定の適用については、同表中「300,000円」とあるのは、「420,000円」とする。
- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、助成金を申請する日の属する年度の末日において、別表(2)の項に定める①日常的な支援活動のうち子ども食堂の活動実績が1年以上あり、原則として週1回（複数の活動拠点がある場合は、合算可）以上当該活動を実施した場合における同表の規定の適用については、同表中「600,000円」とあるのは、「720,000円」とする。

別表（第5条関係）

助成金の区分	活動の条件等		助成金の額	助成金の上限額
(1)助成対象事業立上げ経費	新たに助成対象事業を開始する場合に、立上げに係る費用を助成する。		助成対象経費の全額	200,000円
(2)助成対象事業運営経費	① 日常的な支援活動	原則として月1回以上実施した場合は、運営に係る費用を助成する。ただし、備考4に定める場合はこの限りでない。	助成対象経費の3分の2の額	300,000円
		助成金を申請する日の属する年度の末日において、活動実績が1年以上であり、原則として週1回（複数の活動拠点がある場合は合算可。）以上実施した場合は、運営に係る費用を助成する。ただし、備考4に定める場合はこの限りでない。	助成対象経費の3分の2の額	600,000円

	<p>①-2 配布・宅配加算</p>	<p>①のうち子どもへの食事や交流の場を提供する事業（以下「子ども食堂」という。）に加え、次のいずれかの活動を行った場合は、当該活動に係る経費を加算して助成する。</p> <p>(1) 子ども食堂で調理し、又は用意した弁当又は食材を子どもとその保護者に配布すること。</p> <p>(2) 子ども食堂で調理し、又は用意した弁当又は食材を子どもとその保護者の自宅へ届けること。</p>	<p>助成対象経費の全額</p>	<p>600,000円 (1拠点当たり)</p>
	<p>②子ども・若者支援等に資するイベント事業</p>	<p>子ども・若者に対する支援等に資するイベント活動について、経費の一部を助成する。</p> <p>※次に掲げる事項を全て満たす事業（イベント）を対象とする。</p> <p>(ア) 1,000人以上の参加者が見込めること</p> <p>(イ) 過去に開催実績があること</p> <p>(ウ) 今後も継続して実施が見込まれること</p>	<p>助成対象経費の3分の2の額</p>	<p>600,000円</p>

備考

- 1 助成対象事業立上げ経費については、助成対象事業の開始日の属する年度及びその前年度に要した経費で、助成対象事業の開始日前までの経費を対象とする。
- 2 助成対象事業運営経費については、助成金を受けようとする年度に要した経費を対象とする。ただし、助成対象事業立上げ経費を除く。
- 3 助成対象事業運営経費の助成金の上限額については、助成金を受けようとする年度の途中から事業を開始する場合は、助成金の上限額に実施月数を12月で除した月数を乗じた金額を助成金の上限額とする。
- 4 (2)の項活動の条件等の欄に規定する「月1回以上」又は「週1回以上」の実施の条件について、次のいずれかに該当する場合は、実施しなかった又は実施しない月又は週がある場合も活動の条件に反しないものとする。
 - (1) 天候不順、疫病等の理由により、安全確保のため実施すべきではないと判断し、活動を実施しない又は活動を中止した場合
 - (2) 活動への参加の申込み及び予約が無く、参加が見込めない場合
 - (3) 会場が、改装工事等により使用できず、事業の実施が困難な場合
 - (4) その他区長が認める場合